

施設等利用給付認定（変更）通知書における認定期間について

平素は宝塚市の保育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

施設等利用給付認定について、以下のような事由の場合、年度の途中でも認定が終了します。引き続き認定を希望される場合はそれぞれの手続き方法をご確認のうえ、手続きを行ってください。認定期間中に新たに保育の必要性の事由が発生した場合、または保育の必要性がなくなった場合は、再度認定・停止を行う必要がありますので、保育事業課まで状況が変わったことを連絡して、必要な手続きを行ってください。

認定期間が卒園する年度末となっている場合でも、年一回、保育の必要な状況が続いているか確認を行います。

追加書類の提出はマイページより電子でできます。

●事由が【就労】となっている方について

有期雇用の方など、雇用に期間がある場合は、雇用期間満了によって認定期間終了となります。

認定期間終了後も雇用が継続している場合は、速やかに雇用期間が更新された就労証明書を提出してください。

●事由が【就労内定】となっている方について

就労の確認のため、就職後に「在職中」となっている就労証明書を提出してください。

申込時に提出した就労証明書の勤務時間より勤務時間が短くなり、月 64 時間以上の就労をしていない場合、認定取消となる可能性があります。

●事由が【求職活動】となっている方について

就労の確認のため、就職後に「在職中」となっている就労証明書を提出してください。

認定後 3 か月以内に月 64 時間以上の就労をしていない場合、認定期間終了となります。

例：8 月 1 日認定の場合、11 月 1 日までに月 64 時間以上の就労が必要です。

●事由が【育児休業】となっている方について

（１）新規入園に伴う認定である場合

認定日より 2 か月以内に育休前と同じ勤務先に同じ労働条件で復職が必要です（例：8 月 1 日認定の場合、10 月 1 日までの復職が必要です）。復職後に「在職中」となっている就労証明書を提出してください。復職の確認ができ次第、認定期間が変更になった支給認定通知書を送付します。

なお、同じ勤務先に復職しない、または労働条件が変わり、月 64 時間以上の就労をしていない場合は 遡って認定取消となります。

（２）育休を取得する以前より幼稚園預かり保育や認可外保育施設（一時預かり事業、病児病後保育、ファミリーサポートセンター事業は除く）を利用している場合

兄弟姉妹が保育施設に入所した場合または新 2・3 号認定を受けた場合は、兄弟姉妹の入所日（認定日）から 2 か月以内に育休前と同じ勤務先に同じ労働条件で復職が必要です（例：兄弟姉妹が保育施設に 9 月 1 日から入所した場合、11 月 1 日までの復職が必要です）。

復職の確認のため、復職後に「在職中」となっている就労証明書を提出してください。

なお、同じ勤務先に復職しない、または労働条件が変わり、月 64 時間以上の就労をしていない場合は 兄弟姉妹の入所日（認定日）前日に遡って認定期間終了となります。

●事由が【妊娠・出産】となっている方について

妊娠中であれば期間の制限はありませんが、出産後は出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日で認定期間終了となります。

●事由が【疾病・障がい】または【介護・看護】となっている方について

診断書の治療期間（または治癒見込み期間）が経過しても治療が続いている場合、現状を確認するために、新たに診断書（宝塚市所定の様式）を提出してください。

障害者手帳または介護保険被保険者証の認定期間が更新された場合は、それらの写真データを提出してください。

●新 3 号認定を受けた方について

新 3 号認定は 0 歳児～2 歳児クラス（幼稚園預かり保育事業では満 3 歳児クラス）で保育の必要性があり、かつ市区町村民税非課税世帯のみが認定されます。市区町村民税非課税世帯の判定は、毎年 9 月に行います。

（１）新 3 号認定者で認定期間が 8 月 31 日までの場合

9 月 1 日以降も保育の必要性があり、かつ市区町村民税非課税世帯であることの確認が必要です。

当年 1 月 1 日時点の住民票が宝塚市外の場合、追加で当年度の市区町村民税特別徴収税額通知書や市区町村民税納税通知書又は市区町村民税課税証明書の写しを提出してください。

（２）2 歳児クラス（満 3 歳児クラス）で、認定期間が当年度 3 月 31 日までの場合

翌年度より新 2 号認定に自動的に切り替わります。ただし、利用施設が変わる場合は、締切日までに新たな利用施設で新 2 号認定を新規申請（電子）してください。

●認定通知書に表記されている保育の必要性の事由が変わった場合（転職した場合も含む）

保育の必要事由に応じて新たな証明書類を提出してください。

事由に応じて認定期間が変更になった支給認定通知書を送付します。

例 1：父母ともに【就労】していたが、父が転職することになった場合

退職後も就労する意思があることを確認するために、マイページより申請してください。退職日から 3 か月以内に月 64 時間以上の労働条件で就労し、就職後に「在職中」となっている就労証明書を提出してください。求職活動期間中は【求職活動】の事由になります。

母については、前回提出した就労証明書から変更がない場合、申請は不要です。

例 2：父母ともに【就労】していたが、母が妊娠し、妊娠・出産に伴い退職した場合

保護者氏名が分かる表紙と出産予定日（分娩予定日）が分かる箇所の母子健康手帳の写真データを提出してください。【妊娠・出産】の事由になります。

退職せずに産休・育休を取得する場合、上記の書類に加えて産休・育休中であると明記された就労証明書を提出してください。【育児休業】の事由になります。

●市外に転出する場合（予定も含む）

市外に転出した場合、宝塚市での施設等利用給付認定が終了します。引き続きご利用中の施設または別の施設で施設等利用給付認定を希望する場合は、**速やかに転出先の市区町村に施設等利用給付認定の手続きを行ってください。**

継続して施設を利用する場合は、施設に対しても市外転出することをお伝えください。

＜お問い合わせ＞宝塚市保育事業課
住所：〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
電話：0797-（77）-2037（直通）